

令和六年法律第五十八号

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 特定ソフトウェア事業者の指定等(第三
三条・第四条)

第三章 指定事業者の義務

第一節 指定事業者の禁止行為(第五条―第
九条)
第二節 指定事業者の講ずべき措置(第十条
―第十三条)
第三節 指定事業者による報告書の提出等
(第十四条)

第四章 違反に対する措置等

第一節 調査等(第十五条―第十七条)
第二節 排除措置命令等(第十八条―第三十
条)

第五章 差止請求、損害賠償等(第三十一条―
第四十一条)

第六章 雑則(第四十二条―第四十八条)

第七章 罰則(第四十九条―第五十八条)
附則

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において「スマートフォン」と
は、次の各号のいずれにも該当する端末をい
う。
一 常時携帯して利用できる大きさであるこ
と。
二 当該端末にソフトウェア(プログラム(電
子計算機に対する指令であつて、一の結果を
得ることができるように組み合わされたもの
をいう。)の集合体であつて、特定の目的の
ために電子計算機による情報処理の用に供さ
れるものをいう。以下この条及び第八条第三
号において同じ。)を追加的に組み込み、当
該ソフトウェアを当該端末で利用できるこ
と。

三 当該端末を用いて電話及びインターネット
の利用ができること。
2 この法律において「基本動作ソフトウェア」と
は、スマートフォンに組み込まれ、主として
スマートフォンの中核演算処理装置における演
算の制御その他のスマートフォンの動作の制御
を行うための情報処理を行うよう構成されたソ
フトウェアをいう。

3 この法律において「個別ソフトウェア」と
は、スマートフォンに組み込まれ、基本動作ソ
フトウェアを通じて電子メールの送受信、地図
の表示その他のスマートフォンの利用者の個別
の用途に供されるよう構成されたソフトウェア
をいう。
4 この法律において「アプリストア」とは、個
別ソフトウェアのうち、他の個別ソフトウェア
を有償又は無償で提供して、当該他の個別ソ
フトウェアをスマートフォンに組み込む用途に供
されるものをいう。
5 この法律において「ブラウザ」とは、個別ソ
フトウェアのうち、主としてインターネットを利
用してウェブページ(インターネットを利用
した情報の閲覧の用途に供される電磁的記録
(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によ
つては認識することができない方式で作られる
記録であつて、電子計算機による情報処理の用
に供されるものをいう。第三十五条及び第三十
六条第一項第一号において同じ。)であつて公
正取引委員会規則で定めるものをいう。以下同
じ。)を閲覧する用途に供されるものをいう。
6 この法律において「検索エンジン」とは、入
力された検索情報(検索により求める情報をい
う。)に対応して当該検索情報が記録された不
特定多数のウェブページのドメイン名(インタ
ーネットにおいて、個々の電子計算機を識別す
るために割り当てられる番号、記号又は文字の
組合せに対応する文字、番号、記号その他の符
号又はこれらの結合をいう。)その他の所在に
関する情報を出力するソフトウェアをいう。
7 この法律において「特定ソフトウェア」と
は、基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブ
ラウザ及び検索エンジンを総称する。
8 この法律において「特定ソフトウェアの提供
等」とは、基本動作ソフトウェア、アプリスト
ア若しくはブラウザの提供又は検索エンジンを
用いた検索業務(スマートフォンの利用者が検
索により求める情報を特定の分野又は画像、映
像その他の特定の形式に限定することなく表示
する役割をいう。第九条及び第十二条第二号
イにおいて同じ。)の提供をいう。

第二章 特定ソフトウェア事業者の指定等

第三条 公正取引委員会は、特定ソフトウェ
ア事業者(次項において「特定ソ
フトウェア事業者」という。)のうち、当該特定
ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が他の
事業者の事業活動を排除し、又は支配し得るも
のとして特定ソフトウェアの種類ごとに利用者
の多数その他の当該事業の規模を示す指標により
政令で定める規模以上であるものを、次章の規
定の適用を受ける者として指定するものとなす
る。
2 特定ソフトウェア事業者は、その行う特定ソ
フトウェアの提供等に係る事業の規模が前項の
政令で定める規模以上であるときは、公正取引
委員会規則で定めるところにより、特定ソフト
ウェアの種類ごとに公正取引委員会規則で定め
る事項を公正取引委員会に届け出なければなら
ない。ただし、同項の規定による指定(以下こ
の章及び次章において単に「指定」という。)に
あつては、当該指定に係る特定ソフトウェアに
ついては、この限りでない。
3 指定は、文書によつて行い、指定書には、指
定に係る特定ソフトウェアの種類を示し、委員
長及び第四十二条において読み替へて準用する
独占禁止法第六十五条第一項の規定による合議
に出席した委員がこれに記名押印しなければなら
ない。
4 指定は、その名宛人に指定書の謄本を送達す
ることによつて、その効力を生ずる。
(特定ソフトウェア事業者の指定の変更及び取
消)

第四条 指定事業者は、その指定に係る特定ソ
フトウェアの種類の一部又は一部について、次
の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、
公正取引委員会規則で定めるところにより、公
正取引委員会に、その指定を変更し、又は取り
消すべき旨の申出をすることができる。
一 特定ソフトウェアの提供等を行わなくな
つたとき。
二 特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規
模が前条第一項の政令で定める規模を下回つ
た場合において、再び当該規模以上となるこ
とがないと明らかに認められるとき。
2 公正取引委員会は、前項の申出があつた場合
において、当該申出に理由があると認めるとき
は、公正取引委員会規則で定めるところによ
り、遅滞なく、指定を決定で変更し、又は取り
消すものとする。同項の申出がない場合におい
て、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じた
と認められるときも、同様とする。

3 この法律において「個別ソフトウェア」と
は、スマートフォンに組み込まれ、基本動作ソ
フトウェアを通じて電子メールの送受信、地図
の表示その他のスマートフォンの利用者の個別
の用途に供されるよう構成されたソフトウェア
をいう。
4 この法律において「アプリストア」とは、個
別ソフトウェアのうち、他の個別ソフトウェア
を有償又は無償で提供して、当該他の個別ソ
フトウェアをスマートフォンに組み込む用途に供
されるものをいう。
5 この法律において「ブラウザ」とは、個別ソ
フトウェアのうち、主としてインターネットを利
用してウェブページ(インターネットを利用
した情報の閲覧の用途に供される電磁的記録
(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によ
つては認識することができない方式で作られる
記録であつて、電子計算機による情報処理の用
に供されるものをいう。第三十五条及び第三十
六条第一項第一号において同じ。)であつて公
正取引委員会規則で定めるものをいう。以下同
じ。)を閲覧する用途に供されるものをいう。
6 この法律において「検索エンジン」とは、入
力された検索情報(検索により求める情報をい
う。)に対応して当該検索情報が記録された不
特定多数のウェブページのドメイン名(インタ
ーネットにおいて、個々の電子計算機を識別す
るために割り当てられる番号、記号又は文字の
組合せに対応する文字、番号、記号その他の符
号又はこれらの結合をいう。)その他の所在に
関する情報を出力するソフトウェアをいう。
7 この法律において「特定ソフトウェア」と
は、基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブ
ラウザ及び検索エンジンを総称する。
8 この法律において「特定ソフトウェアの提供
等」とは、基本動作ソフトウェア、アプリスト
ア若しくはブラウザの提供又は検索エンジンを
用いた検索業務(スマートフォンの利用者が検
索により求める情報を特定の分野又は画像、映
像その他の特定の形式に限定することなく表示
する役割をいう。第九条及び第十二条第二号
イにおいて同じ。)の提供をいう。

第三章 公正取引委員会

第四十二条 独占禁止法第四十三条、第四十三
条の二、第四十九条から第六十二条まで、第六
十五条第一項及び第二項、第六十六条、第六十八
条から第七十条まで、第七十条の三第三項及び
第四項、第七十条の六から第七十条の九まで、
第七十五条から第七十七条まで並びに第八十四
条の二から第八十八条までの規定は、この法律
に基づく公正取引委員会の職務及び訴訟に関す
る手続について準用する。この場合において、
次の表の上欄に掲げる独占禁止法の規定中同表
の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に
掲げる字句に読み替へるものとする。

3 公正取引委員会は、指定事業者について、そ
の指定に係る特定ソフトウェア以外の特定ソフ
トウェアに關し、その行う特定ソフトウェアの
提供等に係る事業の規模が前条第一項の政令で
定める規模以上となつたときは、公正取引委員
会規則で定めるところにより、当該指定を決定
で変更するものとする。
4 前条第三項及び第四項の規定は、前二項の規
定による決定について準用する。この場合にお
いて、同条第三項及び第四項中「指定書」とあ
るのは、「決定書」と読み替へるものとする。

第四 十九 条	第七 条第一 項	スマート フォンに お いて利用 される特 定 ソフトウェ アに係 る
第二 十 二 条	第二 十 二 条	競争の 促進に 関する 法律第 十八 条第一 項 又は第 二 項
第 四 十 七 条	第 四 十 七 条	スマート フォンに お いて利用 される特 定 ソフトウェ アに係 る
第 五 十 四 条	第 五 十 四 条	競争の 促進に 関する 法律第 十六 条第二 項
第 七 条	第 七 条	スマート フォンに お いて利用 される特 定 ソフトウェ アに係 る
第 八 条	第 八 条	スマート フォンに お いて利用 される特 定 ソフトウェ アに係 る



2 前項に定めるもののほか、公正取引委員会  
は、この法律の施行に関し必要があると認め  
るときは、関係行政機関の長に対し、意見を求  
めることができる。

3 内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、  
経済産業大臣及び子ども家庭庁長官その他の  
関係行政機関の長は、第七条ただし書及び第  
八条ただし書の規定の適用について、公正  
取引委員会に対し意見を述べることができる。

4 前項に定めるもののほか、関係行政機  
関の長は、この法律の施行に関し、公共の利  
益を保護するため、公正取引委員会に対し  
て意見を述べることができる。

#### （審査請求の制限）

第四十五条 公正取引委員会がこの法律に  
基づいてした処分（第十六条第二項の規定に  
よる審査官の処分及び第四十二条におい  
て準用する独占禁止法の規定による指定職  
員の処分を含む。）又はその不作為につい  
ては、審査請求をすることができない。

#### （政令への委任）

第四十七条 この法律に定めるものを除  
くほか、公正取引委員会の調査に関する手  
続その他第三章の規定に違反する行為に係  
る事件の処理及び第四十一条第一項の供託  
に関し必要な事項は、政令で定める。

#### （政令又は規則の改廃における経過措置）

第四十八条 この法律に基づき、政令又は  
公正取引委員会規則を制定し、又は改廃す  
る場合には、その政令又は公正取引委員会  
規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に  
必要と判断される範囲内において、所要の  
経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）  
を定めることができる。

### 第七章 罰則

第五十三条 次の各号のいずれかに該当す  
る場合には、当該違反行為をした者は、五  
十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第二項の規定による届出をせず  
、又は虚偽の届出をしたとき。

#### 第五十四条

2 法人（法人でない団体で代表者又は管  
理人の定めのあるものを含む。以下この項  
及び次条において同じ。）の代表者又は法  
人若しくは人の代理人、使用人その他の従  
業者が、その法人又は人の業務又は財産に  
関し、次の各号に掲げる規定の違反行為を  
したときは、行為者を罰する

ほか、その法人又は人に対しても、当該各  
号に定める罰金刑を科する。

三 第五十二条又は前条 各本条の罰金刑

4 第二項の規定により法人でない団体を  
処罰する場合には、その代表者又は管理人  
がその訴訟行為につきその団体を代表す  
るほか、法人を被告人又は被疑者とする  
場合の訴訟行為に関する刑事訴訟に関す  
る法律の規定を準用する。

#### 附則 抄

##### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算  
して一年六月を超えない範囲内において  
政令で定める日から施行する。ただし、次  
の各号に掲げる規定は、当該各号に定め  
る日から施行する。

一 附則第五条、第六条及び第八条の規  
定 公布の日

二 第二条（第九項及び第十項を除く。）、  
第二章、第四十二条（同章に係る部分に限  
る。）、第四十三条、第四十五条、第四  
十七条、第四十八条、第五十三条（第一  
号に係る部分に限る。）並びに第五十四  
条第二項（第三号に係る部分（第五十三  
条第一号に係る部分に限る。）に限る。）  
及び第四項の規定 公布の日から起算し  
て六月を経過した日

##### （政令への委任）

第八条 この附則に定めるもののほか、  
この法律の施行に関し必要な経過措置は、  
政令で定める。